

ガソリンや灯油、軽油の

取り扱いに注意しましょう

ガソリンや灯油、軽油は、私たちの生活にはなくてはならない身近なものです。消防法上の「危険物」に該当し、その貯蔵や取り扱いの方法についてさまざまな規制がなされています。

普段何気なく取り扱っているこれらの危険物も、貯蔵や取り扱いの方法を一步誤れば、火災や爆発などの甚大な被害を及ぼす可能性があります。

これらの危険物は、性能試験に合格した容器に入れて運んだり貯蔵したりするように消防法で決められています。

性能試験に合格したものは次のような表示がされています。

図予防課

(22) 5403



ガソリン携行缶



基準適合性表示



灯油用ポリエチレン缶



基準適合性表示

非自発的失業者への国民健康保険税の軽減制度



倒産・解雇などで離職された方や、雇止めなどにより離職された方(特定受給資格者・特定理由離職者)については、国民健康保険税の軽減制度があります。

▼対象者

平成21年3月13日以降に離職した65歳未満(離職日現在)の方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが下表のいずれかに該当する方

▼軽減内容

対象者の前年の給与所得を100分の30と見なして国民健康保険税を算定します。

▼軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入している間は、途中で就職されても軽減は継続されますが、社会保険に加入されると終了します。

▼手続き

「特例対象被保険者等申告書」に、雇用保険受給資格者証の写しを添えて税務課または各支所に提出してください。

○特定受給資格者

コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇い止め(雇用期間3年以上、雇い止め通知あり)
22	雇い止め(雇用期間3年未満、更新明示あり)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

○特定理由離職者

コード	離職理由
23	期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12か月未満)

図 税務課

(25) 8116

個人情報保護制度・情報公開制度の利用状況

生活相談課 (25) 8125

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有している個人に関する情報を保護し、適正に取り扱うためのルールを定めたものです。

市が保有している自分に関する情報を知りたい時には、この情報の開示を請求することができます。また、その情報について、内容が異なるときは、訂正または削除の請求をすることができます。

▼平成24年度中 個人情報の開示 (件)

実施機関	請求件数	開示	部分開示	非開示	うち不存	訂正	削除
市長	4	2	1	1	1	0	0
消防本部	1	0	1	0	0	0	0

情報公開制度

情報公開制度は、皆さんの「知る権利」を保障するため、市が保有している情報を広く公開、提供する制度です。

皆さんの請求により、市が持っている公文書を公開することで、市民の皆さんの市政への参加を進め、より身近で開かれた市政を目指しています。

情報公開では、市が保有する情報はすべて公開することが原則ですが、個人の情報や公共の利益を守るために、例外的に公開できない情報もあります。

▼平成24年度中 公文書の公開 (件)

実施機関	請求件数	公開	部分公開	非公開	うち不存	取下げ	不服申立
議会	2	1	0	1	1	0	0
市長	49	25	18	4	4	2	1
選挙管理委員会	1	0	0	0	0	1	0
高島市民病院	2	2	0	0	0	0	0

Q&A

ガソリンや軽油、灯油を運んだり、貯蔵したりする方法をQ&A方式で説明します。

Q 灯油用ポリエチレン缶にガソリンや軽油は入れられる？

A 入れられません。
灯油用ポリエチレン缶は、灯油専用として性能試験に合格していますので、灯油以外、つまりガソリンや軽油を入れることはできません。
★入れると、変質、変形の原因となり、漏れたり火災の原因になったりします。

Q ガソリンや軽油は何に入れていいの？

A ガソリンは、性能試験に合格した金属製携行缶に入れるようにしてください。
現在、軽油用として性能試験されたポリエチレン製の容器は流通していませんので、軽油も性能試験に合格した金属製携行缶に入れてください。

Q 混合油は何に入れていいの？

A 混合油の成分はガソリンが主なので、とても揮発性が高く危険です。ガソリン用の金属製携行缶に入れてください。

Q ホームセンター等で売っている混合油を作るプラスチック製の容器で貯蔵したらいいの？

A この容器は、ガソリンとオイルを混ぜるためのもので、運んだり貯蔵したりはできません。